美瑛町定住住宅取得助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美瑛町への移住及び定住を促進し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的に、美瑛町内において新たに住宅を取得した者に対し、その費用の一部を助成するものとし、交付については、美瑛町補助金等交付規則（平成９年美瑛町規則第５号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）定住　所有者が永住する意思を持って取得した住居の所在地を住所地として住民基本台帳に登録しており、生活の拠点かつ生活実態があることをいう。

（２）住宅　玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ面積６０㎡以上のものをいう。

（３）新築　住宅が建っていない土地、若しくは建築物を除却した後に更地となった状態の土地に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他関係法令において適法な住宅を建てる（建売住宅の購入を含む。）ことをいい、かつ建築後人の居住の用に供したことのない状態をいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して１年を経過したものを除く。

（４）世帯　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１条）第６条第１項の規定による住民基本台帳に記載されている世帯をいう。

（５）転入者　転入の日から住宅に入居した日までの期間が３年未満の者かつ転入の日前において、連続する１０年間本町の住民基本台帳に登録されたことのない者をいう。

（６）子育て世帯　当該住宅に入居した日（住所を移した日）において出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者を養育している世帯をいう。

（７）町内業者　美瑛町内に本店を有する建設業者をいう。

（８）地域材　美瑛町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工された木材をいう。

（対象者）

第３条　この要綱において、美瑛町定住住宅取得助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件を満たしているものとする。

（１）自らの居住の用に供するために町内において新たに住宅を取得（住宅を新築すること又は購入することをいう。以下同じ。）した者（住宅が共有名義の場合はその世帯主。）

（２）取得した住宅において本町の住民基本台帳に登録されている者

（３）対象者及び居住する全ての者に町税等の滞納がない者

（４）助成金の交付を受けた日以降、本町に定住する者

（５）取得住宅への入居に伴い、地域の町内会組織等に加入する意思がある者

（６）助成金の交付を既に受けていない者

（７）対象者及び居住する全ての者が本町において過去に住宅を所有したことのない者

（８）美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年美瑛町条例第１９号）第２条第１項に規定する暴力団関係者ではない者

（対象住宅）

第４条　助成金の交付対象となる住宅は、次の各号の要件を満たしているものとする。

（１）住宅の購入費用（その土地の購入費用を含む。以下同じ。）が１００万円以上であるもの。

（２）住宅を三親等内の親族以外の者から購入したもの。

（３）町内における住宅の建て替えでないもの。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、住宅の取得に要した費用（建物の登記が共有名義のときは、他の共有者の持分に係る部分の購入費用を含む。）に１００分の１０を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を新築の場合にあっては５０万円、中古住宅購入の場合にあ

っては３０万円とし、この額に次の各号の条件に該当する額を加算した額とする。

（１）転入者加算　　２０万円

（２）子育て世帯加算　　１０万円（第２条第６号に規定する日に養育している子の数一人当たり。）

（３）町内業者加算　　１００万円（新築に限る。）

２　前項の助成金額は、美瑛町電子地域通貨により助成するものとする。ただし、前項各号に定める加算は除く。

（審査委員会）

第６条　助成金の交付決定等の審査を行うため「美瑛町定住住宅取得助成事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は、次の者により構成する。

（１）副町長

（２）まちづくり推進課長

（３）建設水道課長

（４）住民生活課長

（５）住民生活課移住定住推進室長

３　審査委員会の事務局は、住民生活課移住定住推進室が行う。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得した日（住宅を新築した者にあっては登記日、住宅（中古住宅を含む）を購入した者にあっては当該住宅の売買契約を行った日、又は所有権移転登記日のうちいずれか遅い日をいう。）から１年以内に美瑛町定住住宅取得助成金交付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（１）世帯全員の住民票の写し

（２）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項に規定する検査済証の写し

（３）住宅に係る建物の登記事項証明書の写し

（４）契約書その他の住宅の新築又は購入に要した費用が分かる書類の写し

（５）世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類
（６）美瑛町定住住宅取得助成金の返還にかかる誓約書（別記様式第４号）
（７）住宅の平面図及び立面図

（地域材使用加算）

第８条　町長は、美瑛町内の林産業の振興を図るため地域材を使用して建築された住宅（新築に限る。）については、第５条の規定により算出した金額に地域材使用加算を加算した額を助成することができる。この場合の加算額は、地域材の購入に要した費用に１００分の５０を乗じて得た額（補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、上限を１００万円とする。

２　申請者は、地域材使用加算の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を申請書に添えて町長に提出するものとする。

（１）地域材使用箇所を明らかにした平面図、立面図、各伏図等
（２）町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書等）
（３）地域材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む。）
（４）地域材を使用している箇所が確認できる写真（建築材として使用した場合は、施工中の写真）
（５）その他、町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第９条　町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査委員会に諮り、適当と認めた場合は、美瑛町定住住宅取得助成金交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　審査委員会にて適当と認められない場合は、美瑛町定住住宅取得助成金不交付通知書（別記様式第２号の２）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第１０条　前条第１項の規定による交付決定の通知を受けた者は、美瑛町定住住宅取得助成金請求書（別記様式第３号）を町長に提出するものとする。

（助成金交付の取り消し）

第１１条　町長は、助成対象者が次の各号の一に該当した場合には、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）不正の手段により助成金を受けたとき。

（２）助成金を他の用途に使用したとき。

（３）助成金交付の条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第１２条　町長は、助成金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。